

魚病対策の迅速化への取組の評価について

令和３年１月２７日

魚病対策促進協議会

	農林水産省による今年度の取組み状況
実施項目 b 水産用医薬品の 使用基準の見直し	①サケ科魚類の冷水病への対応 ⇒ <u>令和２年９月に承認済</u> ②ブリ属魚類のべこ病への対応 ⇒ <u>令和３年２月頭に農林水産省の審議を終了予定</u> ③マグロ属魚類のイリドウイルス及びレンサ球菌への対応 ⇒戦略的プロジェクト研究推進事業により、国、県、大学、企業が連携して効果の検証等を実施
実施項目 c 魚病に詳しい獣 医師のリスト化	・ 令和元年に引続き、都道府県と連携して診療に協力する意欲のある獣医師を公募。 ・ 研修の実施によりリスト獣医師は昨年度の 20 名から 72 名に増加見込み。 ・ 今後も公募、研修を継続予定。
実施項目 d かかりつけ獣医 師体制	・ 獣医師の迅速で正確な診療を受けられる体制について、都道府県を通じて、獣医師、養殖業者に依頼する予定。 ・ 持続的養殖生産確保法に基づく「漁場改善計画」の中で、漁場改善の実施のための体制整備の一例として獣医師の連絡先を明示した連絡体制図作成を位置付け、関係者で共有するよう指導予定。

○上記の取組による魚病対策がどれだけ迅速化されたかの評価

１．迅速化の方向性は示されており、その内容は魚病対策促進協議会の議論を反映した妥当なものである。ただし、迅速診断体制の構築措置は進められている最中にあり、農林水産省は引続き遂行ありたい。

２．リスト獣医師が迅速診断に活用されるよう、農林水産省は指導通知の発出を行うなど養殖業者、都道府県の魚類防疫員、獣医師が連携できるように取り組むことが必要。

３．獣医師及び魚類防疫員双方の人材育成にも積極的に取り組むこと。